

平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月8日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	6
○日程第4、諸報告	7
○日程について	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新 工事委託に関する基本協定の締結について(議案第3号)	8
○日程第6、専決処分の承認を求めることについて・・・坂戸、鶴ヶ島下 水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者 及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例関係(議案第4 号)	8
○日程第7、専決処分の承認を求めることについて・・・坂戸、鶴ヶ島下 水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係(議案第5 号)	8
○日程第8、一般質問	13
○議長のあいさつ	17
○管理者のあいさつ	18
○閉会の宣告	18

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第9号

平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年5月12日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成21年6月8日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成21年6月8日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員	
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	井	上	勝	司	議員	
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	大	山		茂	議員	
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	武	井		誠	議員	
9 番	大	曾	根	英	明	議員	10 番	高	野	宜	子	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	石	川		清	議員	

不応招議員（なし）

平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成21年6月8日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸報告

(1)議員の辞職許可について

(2)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(2)議事説明者について

日程第 5 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結について

日程第 6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて・・・坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例関係

日程第 7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて・・・坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例関係

日程第 8 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	井上勝司	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	武井誠	議員
9番	大曾根英明	議員	10番	高野宜子	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	石川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	山崎静男
事務局長	金子久夫	事務局次長	新井邦男
総務課長	新井正美	企画調整課長	森田進一
業務課長	吉田文夫	建設課長	杉田泰明
建設課 主席主幹	内田好久	維持管理課 維 持 管 理 長	矢作芳和
維持管理課 主席主幹	千葉峰男		

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	若狭英二		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 井上勝司議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

- 井上勝司議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

- 井上勝司議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中の極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてのほか2件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

何とぞよろしく願い申し上げます。

- 井上勝司議長 ありがとうございました。



◎仮議席の指定

○井上勝司議長 この際、議事進行上、去る5月29日、鶴ヶ島市議会において選出された議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の席と指定いたします。

なお、本日、山中基充議員が、クールビズということで、上着、ネクタイ着用してごさいませんが、これは鶴ヶ島のほうではそのような形での取り扱いとなっているそうでございますので、ご容赦をいただきたいと思ひます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○井上勝司議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

_____ ◇ _____

◎議席の指定

○井上勝司議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

鶴ヶ島市議会における下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、

9番 大曾根 英 明 議員

と指定いたします。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○井上勝司議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

10番 高 野 宜 子 議員

11番 滑 川 光 彌 議員

を指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○井上勝司議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○井上勝司議長 日程第4、諸報告をいたします。

去る平成21年5月20日付で長峰保男議員より、会議規則第73条第1項の規定に基づき、議員辞職願が提出されたため、地方自治法第126条の規定により同日付をもって許可いたしましたので、会議規則第73条第2項の規定により報告いたします。

なお、辞職に伴い、組規約第7条の規定により補欠選挙の結果、5月29日付で大曾根英明議員が選出されました。

大曾根英明議員には、規約第6条第2項の規定に基づき、前任者の在任期間をご活躍いただくわけでございますが、よろしく願いをいたします。

次に、管理者から繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成21年1月分から4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎日程について

○井上勝司議長 お諮りいたします。

日程第5、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてから日程第7、議案第5号 専決処分承認を求めることについてまでを一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 井上勝司議長 日程第5、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてから日程第7、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までの3件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてであります。本協定は、北坂戸水処理センターの施設の適正な維持管理を図るものであり、日本下水道事業団へ工事委託を行うものであります。

委託協定の概要につきましては、北坂戸水処理センター汚泥処理施設の既設脱水機3台のうち2台を、省エネルギーでコンパクトな回転加圧脱水機1台に更新するものであります。

なお、協定金額は、さきの3月定例議会でご議決をいただきました債務負担行為を組みまして3億1,000万円であり、協定期間につきましては平成22年12月28日までとし、ここに基本協定の締結について議会のご議決をお願いを申し上げる次第であります。

次に、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。現下の厳しい社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、議会の議員及び管理者等の期末手当について、平成21年5月26日、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。人事院は、民間企業の状況を反映させることについて、本年度は12月期で1年間分を調整するのは適当でなく、6月に何らかの措置を行うことが適当であるとし、暫定的に6月期の支給率2.15月のうち0.2月を凍結するものであります。

本組合におきましては、構成市等の厳しい財政状況を踏まえ、慎重に検討いたしましたところ、従来どおり人事院勧告を尊重するとともに、基本的には国、県及び構成市に準じて実施することとした次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 井上勝司議長 これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第5、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてに対する質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

- 5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてに質疑を行わせていただきます。

まず第1に、従来型と比べますと2台分の能力を1台で賄うことができるというコンパクトで省エネの回転加圧脱水機でございますけれども、この耐用年数等についてお伺いをいたします。

また、次に、委託先の下水道事業団につきましては、これは以前からも説明がありますように、こういった特殊な、また専門的な工事に関しまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合のような各団体でそれぞれの専門家を育てるよりも、こういったところを利用してということで、我々も我が組合も負担金を出しての事業団ということは理解しておりますけれども、ここで出てきた今回の協定と、また今後の入札等の中身の適正の判断を当組合としてどのようにされていくのかということについて、2点質疑をさせていただきます。

○井上勝司議長 矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長 お答えします。

最初に、耐用年数についてでございますが、脱水機につきましては15年でございます。

続きまして、協定金額の判断についてでございますが、協定金額の積算根拠につきましては、国の基準であります。補助事業の積算基準及び国土交通省受託事務規程などにより設計したもので、適正な設計がなされていると判断しております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 再質疑を行わせていただきます。

まず、耐用年数15年ということでございまして、私はここで耐用年数をあえて聞かせていただいたのは、今後の施設の維持管理計画はどのような形でなされているのかと。3億からのお金を使うこういった大きな改修を今回されるわけでございますけれども、北坂戸水処理センターの今後の維持とか、また石井水処理センターとの関係とか、またそれらに付随する機器の状況とか、3億かけてこういった形で機器を交換しても、北坂戸水処理センター自体が、例えば5年でしまってしまうなんていうことがあれば、ちょっと考えものですし、そこら辺の計画はどういうふうになされているのかについてお伺いをさせていただきます。

中身の判断といたしまして、基本的には、申し上げたように、国がそういった基準で判断しているものであると判断がないという判断ですけれども、それについては一つ一つの判断を、やはり我が組合としても、結果は同じかもしれませんが、そういう判断をするべきではないかなというふうに思いますけれども、お考えがあればお伺いいたします。

○井上勝司議長 矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長 お答えします。

まず、北坂戸水処理センターの整備計画の関係でございますが、整備計画の管理につきましては、機器の重要性や1日の稼働時間、予備機があるかななどを総合的に判断いたしまして、長期的な計画を立てております。それを毎年見直ししながら、分解整備また機器の整備を行いまして延命を図っております。

いずれにしても、将来、石井水処理センターに統合されることを念頭に置きまして、今後につきましても整備点検等により、多くの費用をかけずに、計画を策定し、延命化を図っていきたいと考えております。

もう一点、組合のチェック機能の関係なのですが、今のところ組合では実質的なチェックは事業団に任せているということでございます。まだ工事完了後におきまして、下水道事業団は国の会計検査を受検することもありまして、適正な検査がなされているものと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○5番（山中基充議員） はい、了解。

○井上勝司議長 ほかに。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 7番、宮崎弘子です。議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結について質疑いたします。

ただいま山中議員の質疑に対するご答弁で、国のほうの基準により積算は適正にされているということで、またチェックについては事業団に任せているというふうなお話でしたが、資料にあります主な工事内容は、記載されているのですが、基本協定金額の3億1,000万というのの積算ですか、例えば汚泥脱水機1基当たりの製作設置をおおむねどれぐらいの金額であるか。そのほか附帯設備はどれぐらいであるか。また、日本下水道事業団というのは、法律に基づいて、地方公共団体が出資して、地方公共団体の委託を受ける、そういう事業団であるということですが、この組織はかなり大きな事業団であって、その中で随分大勢の職員の人たち抱えてやっている組織であり、また地方公共団体の下水道関係の仕事をしてきたような方がまたその中で仕事をされているというふうな組織であるかと思うのですが、実際にかかる工事費用と、運営費はどれぐらい1つの工事当たりに負担していくのか、その割合とかそういうことをご説明していただきたく思います。

○井上勝司議長 矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長 お答えします。

設計の内訳の関係なのですが、まず機器費に関しましては脱水機本体が1億9,000万円、附帯設備につきましては機器費自体が1,400万円、電気設備につきましては8,900万円、その他工事費含め管理諸費等で残りが3,500万円となっております。

事業団の管理諸費なのですが、全工事費の3.5%となっております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） ご説明は承知いたしました。資料に、その数字も一緒にこういうところに出していただけると私たちは大変わかりやすいので、そのようにお願いしたいと思います。

実際工事が終わりましたときに、工事費の、結果として決算されていくということで、そういうふうになるということで理解させていただいていいわけですか。

○井上勝司議長 矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長 お答えします。

最後に事業団との清算がでございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○7番(宮崎弘子議員) はい、いいです。

○井上勝司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてに対する質疑に入ります。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山茂です。

ただいま議題となっております議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、これは下水道組合職員の給与に関する条例の一部改正ということについてであります。夏期の期末勤勉手当、職員について0.2カ月分の減額というふうな内容になるかと伺っておりますが、これについて、下水道組合の職員1人当たりへの影響額はどのくらいになるのでしょうか、お伺いします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

期末手当等0.2月分減額により職員1人当たりの影響額についてでございますが、職員1人当たりにつきまして平均8万円の減収と見通しております。

以上でございます。

○井上勝司議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 1人8万円の平均で減額というふうなことでありますが、今の市民の経済生活の状況とか、あるいは地域経済の影響とかと、いろいろ懸念されることが多くあります。人事院勧告というのは、でき上がったときの歴史からして、公務員にとってマイナスの影響となるようなものは本来の人事院勧告のあり方ではないというふうに思っているところでもあります。そういうふうにとらえてきたところではありますが、人事院勧告どおりにこのような減額をするということについて、組合の考えについて再質疑いたします。

○井上勝司議長 新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長 お答えいたします。

人事院勧告に対する考え方でございますが、人事院勧告は、国家公務員の労働基本権を制限する代償として、民間企業に勤める労働者との給与格差を解消するために、人事院が内閣と国会に対し勧告するものでございます。制度の成り立ちから見て、プラスの勧告となるのが一般的でございますが、民間企業との均衡が人事院勧告の意図するところでもありますので、時の経済情勢等によりプラスにもマイナスにもなり得るものと理解しております。本組合では、地方公務員法第24条の規定の趣旨にのっとり、国家公務員に準拠した運用が適切であると考えております。したがって、マイナスといえども、勧告どおり実施することが妥当と考えております。

以上であります。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) はい。

○井上勝司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山茂です。ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について、反対討論を行います。

この給与改定の提案は、人事院勧告を尊重するとし、この夏の期末勤勉手当を0.2カ月分、職員1人平均8万円を減額するということについてであります。そもそも人事院勧告は、1948年7月の政令で、公務員の団体交渉権や争議権などの労働基本権が制限され、労使交渉で給与を決定する道が閉ざされました。それらの代償措置として公務員の利益を守っているものです。そうした経過からすれば、今回のように公務員の利益を損なう内容にある勧告はあってはならないと考えます。

さらに、人事院は、これまでのルールを破り、4月に臨時の調査をして、本年8月に本勧告が行われるということで、さらに減額がされるのではないかと予測されております。

我が国の民間給与は、公務員給与がベースとなっており、今回の減額は民間の給与の引き下げへとつながり、さらに民間との格差を口実として公務員給与を引き下げるといふ悪循環を生むことは火を見るより明らかです。100年に1度と言われる日本の経済危機は、その引き金となったアメリカよりも深刻となっており、好況時にも労働者の賃金が抑えられてきた経過からして、今回の経済危機の内容では国民の消費意識が低下し、内需が冷え込んできたことに原因があることは明らかです。国民の懐を暖め、内需拡大をしなければ、抜本的な日本経済の立て直しが困難と言われているもとでの今回の人事院勧告は、職員の家計はもとより、地域経済へも大きな影響を及ぼします。よって、この給与改定、夏期期末勤勉手当0.2カ月分の減額については承認することはできません。

以上申し述べ、本案の反対討論とします。

○井上勝司議長 次に、本件に賛成の者の討論を求めます。

2番、齊藤芳久議員。

○2番（齊藤芳久議員） 2番、齊藤芳久です。議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で討論を行います。

先ほど管理者の提案説明にもありましたが、人事院において、厳しい経済、雇用情勢の中、官民格差の是正等、さまざまな角度から真剣、慎重な討論を重ね、勧告を行っているところと理解しているところであります。

下水道組合では、従来より人事院勧告を尊重する立場をとっているとのことでありまして、県及び構成市の状況等を踏まえ、慎重に検討した結果の措置として理解しております。

したがって、本組合における取り組みは十分な配慮と努力の跡が見受けられることと評価しまして、私の本案に対する賛成の討論といたします。

以上です。

○井上勝司議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○井上勝司議長 起立多数であります。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。



◎一般質問

○井上勝司議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人です。順次質問を許します。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山茂です。ただいまより通告に従いまして、下水道使用料に関して一般質問を行います。

下水道使用料金について、去る3月議会の時期に議員に対して下水道使用料金について見直しをすることが示されました。また、このほど公共下水道使用料についてということで、下水道組合のほうから資料が回ってきたところでもあります。下水道使用料金については、水処理センターで下水を生化学的に処理したり、下水道施設の掃除や修理をする維持管理費として使われているとありますが、この下水道使用料について見直しをする、改定をするということで、また下水道組合のほうからも9月議会のころに内容が示され、そして本年中にということも、その段取りが示されております。この下水道使用料の改定ということに関して3点質問いたします。

まず、第1点は、今回の見直しをしていく根拠と、それから見直しを予定している内容についてお伺いします。

第2点目は、見直しの今後のスケジュールについてお伺いします。

第3点は、ここが大事なところであるかと思いますが、下水道を使用している市民の経済状況などを考慮すれば、市民には、もし仮に値上げすることであるとしたならば、了解をしてもらう必要があると思います。そこで、この見直しについて、市民の了解を得ていく方策についてお伺いします。

以上3点、質問いたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 大山議員の一般質問についてお答え申し上げます。

ご存じのとおり下水道組合は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、坂戸市と鶴ヶ島市、両市の公共下水道の整備を進めてまいりました。その結果、平成20年度末の下水道普及率は65.6%と整備されてまいりましたが、全国平均では19年度末で71.7%、埼玉県平均では74.5%となっております。60%は超えたものの、まだまだ平均に達していない状況であり、整備を進めなければならないと考えております。

そして、下水道使用料は、これら整備いたしました下水道管、ポンプ場、下水処理場等の建設や維持管理に多くの経費を要するため、その経費の負担を下水道ご利用の方、いわゆる受益者に負担をしていただくものでございます。

1つ目の下水道使用料の見直しをしていく根拠と見直しを予定している内容についてでございますが、ご存じのとおり、下水につきましては雨水と汚水がございまして、雨水は公費負担、汚水は私費、これは使用料負担が基本となっております。したがって、雨水については構成市からの一般会計からの全額負担で実施しているところでございます。汚水につきましては、使用できる市民の方とできない市民の方がおりますので、公平性の観点から、受益者による負担で行うのが大前提となっております。しかし、普及が進んでいない状況で、これらの費用を全額受益者が負担するということは大きな負担となるため、使用料で足りない部分を構成市の一般会計より負担していただいているわけでございます。

また、本組合の下水道使用料の改定につきましては、平成9年度に改定して以来、11年間据え置けてまいりました。その間、各維持管理費の削減、特に料金徴収の民間委託、水処理センターの一部包括的委託等により人件費等の削減に努める努力を実施してまいりました。しかしながら、現在維持管理費について

は使用料で賄い切れるものの、施設整備に伴う資本費部分でございますが、これにつきましては下水道使用料分だけでは財源が足りず、構成市からの繰入金、一般会計から、税金でございますが、これより補てんしなければならない状況でございます。

汚水処理経費に対する考え方は、先ほども申し上げましたとおり、受益者負担の原則がございますので、現況の負担状況等総合的に考えまして、見直しが必要かと考えております。

見直しとして予定している内容につきましては、先ほどもお話ししましたとおり、雨水経費に係る部分については公費で考えておりますので、汚水の処理にかかります経費について見直しをしたいと考えております。そして、料金体系といたしましては、従来2部使用料制として基本使用料と従量使用料を併置する体系で見直しを行っていきたいと考えております。

次に、見直しスケジュールについてでございますが、健全で安定した財政運営を確保するため、平成20年度に下水道事業再評価等委員会の市民の皆様へに審議していただきました。その結果、下水道使用料の見直しが妥当と判断されております。改定につきましては、平成21年度にお願いしたいと考えております。

今後につきましては、9月定例議会前の議員全員協議会におきまして改定案を提出させていただき、その後に議員の皆様へに検討をお願いいたしまして、市民の皆様への周知化も考慮して、年度内にご結論をいただきたいと考えてございます。

次に、見直し内容について市民の了解を得る方策についてでございます。現下の経済不況の中、市民生活は厳しい状況と考えますが、市民の方にご理解いただけるよう、組合のホームページや構成市の広報、ビラなどによりまして最大限市民の方の理解を得る努力を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、再質問をいたします。

見直しの内容についてる説明がありましたが、これは使用料金を値上げするという方向であるかと受けとめます。値上げをするということは、これは市民の目下の経済状況を考えますと、少なからずの影響があります。

そこで、再質問ですが、値上げということにならないようなあらゆる方法を駆使してほしいところであり、その点についての方法についてあるのかどうか、値上げしないような方法ということを目指しておりますが、それについてのお考えと、またそれから低所得者層への配慮が必要だということもあるかと思えます。市民の家計への影響を抑えていくために、値上げとならないような方法について、市民の家計への影響、値上げとならないような方策についてのお考えを再質問いたします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 再質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、下水道使用料は受益を受ける方が負担することが基本ということでございます。増額するかどうかは今後検討していただくわけでございますが、現状は使用料対象経費であります維持管理費と資本費合計の49%が下水道使用料でございます、51%は構成市の一般会計からの負担金となっております。構成市からの負担金はいわゆる税金でございます、下水道を使用していない方

からの税金も入っているわけでございます。ということをご考慮いたしまして、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) はい。

○井上勝司議長 次に、5番、山中基充議員。

○5番(山中基充議員) 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本定例議会におきます私の一般質問を行わせていただきます。

質問の内容としては1件でございます。緊急経済対策への対応について。通告に従い質問させていただきます。

平成20年度第1次補正、同第2次補正、そして平成21年度本予算の75兆円の景気経済対策が行われ、公共事業の前倒しの実施など、当組合においても補正予算を組み対応されております。また、国会においては、21年度予算の補正予算が5月13日に衆議院を通り、予算においては6月12日に自然成立の運びとなっております。これは、通告時期ではこうでしたけれども、既に予算は可決成立をいたしまして、関連法案6法案の成立を待つところですが、この財源としては赤字国債また建設国債によって9割方執行ができると伺っております。これらの経済対策により、当組合においてどのような効果があり、また今後どのようなものが見込めるのか、最大限にそれらを生かす取り組みはなされているのか、お伺いをいたします。

(1)、現在までの組合への経済対策の中身について。

(2)、前倒しに事業を行うことにより地元経済対策の効果について。

(3)、21年度補正予算での組合に影響する経済対策について。

(4)、緊急経済対策への対応について。

以上、4問について質問させていただきます。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

ご存じのとおり、戦後最大の世界同時不況の中、国民生活を取り巻く社会経済情勢は深刻な状況となつてきております。この状況を打開しようと、政府においては平成20年度の景気対策に続き、平成21年度においてさらなる経済危機対策に取り組んでいるところでございます。

1点目の現在までの組合の経済対策の中身についてと、2点目の前倒しに事業を行うことによる地元経済対策の効果についてでございますが、国の平成20年度第2次補正予算が成立したことに伴いまして、当組合といたしましては、政府における対策の趣旨を踏まえ、平成21年度予算で整備する予定にしておりました脚折町5丁目の一部を平成20年度予算へ前倒しして実施することとし、3月議会におきまして補正をご承認いただいたわけでございます。平成20年度第2次補正予算により前倒しで行います脚折町5丁目の一部、約2ヘクタールでございます。この工事につきましては、5月に契約し、現在着工に向けての準備を進めているところでございます。なお、4月19日には関係する市民を対象に工事説明会を実施したところでございます。前倒しで事業を実施することによりまして、当初の計画よりも早い時期に工事を発注する

ことができるとともに、下水道の整備時期が早まることとなり、各家庭で実施する宅内接続工事の早期発注が可能となるなど、経済への波及効果は大きいものと考えております。

次に、3点目の21年度補正予算での組合に影響する経済効果についてと、4点目の緊急経済対策への対応についてでございます。政府は、平成20年度の補正に続き、経済危機対策として、平成21年度第1次補正予算を行いました。この補正におきましては、地方が行う公共事業等が執行しやすく、公共投資を円滑に実施することができる方策として、地方負担の軽減を織り込んだ、仮称であります。地域活性化・公共投資臨時交付金を交付することとしております。したがって、この政策を積極的に活用することにより、経済効果が期待されるとともに、将来発生する地方負担の軽減が図れることにもなりますので、当組合といたしましては、今後関係機関と調整を行い、可能な限り対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。

今、政局が近いということもあるのかもしれませんが、こういった経済対策というものが割とマスコミ等でも報道されます。しかしながら、話題になるのは定額給付金であったり高速道路であったりということで、なかなか我々の身近に実感できることが案外少ないということで、今回は特に下水道組合においては、今ご答弁にもありましたように、1問、2問において、地域で、脚折の5丁目の方が、本来1年前倒しで整備がなされるということで、このことをお話ししますと、ああ、そういうこともあるのかということで、逆にそういう広報自体も必要なのかなという思いもいたしまして、今回こういった質問を取り上げさせていただくのも、そういった意味もあるわけでございます。

3番、4番目でありますけれども、当組合としましては、きちんとした5カ年の計画をつくられていて、こういった今回の臨時交付金を原資として、まさにそれはまた前倒しにでき得る可能性があるのかなというふうな推測されますけれども、こういったきちんとした計画がある当組合こそ、こういう臨時交付金を活用して市民の負託にこたえていただければということで、こちらは要望で終わらせていただきます。

○井上勝司議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 以上をもって、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、付託されました坂戸、鶴ヶ島下水道組合北坂戸水処理センター脱水機等更新工事委託に関する基本協定の締結についてほか2件の議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なお結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、審議に当たりましては、伊利管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意をもって審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、新年度を迎え、議員各位におかれましては、時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいませ、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の言葉とさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 それでは、議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会に当たりまして、早朝より会議を開いていただきました。ご提案申し上げました案件につきましては、いずれも原案どおりの議決、承認を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、それぞれ議員各位からご示唆もいただきました。私どもも今後とも議会運用、最大限に尊重いたしまして、施設の安全管理はもとよりのこと、下水道の普及促進、そして本組合の安定的な運営に努力をしまいる所存でございます。

いよいよ梅雨に入ります。梅雨に入りますると、これは恵みの雨でありますけれども、降水量が多くなったり、あるいは台風シーズンも迎えるわけでありますので、本組合の管理であります大谷川の排水機場、この件はこれから非常に神経を使う時期にもなるわけでございますが、これらの管理につきましても万全を期して臨んでまいる所存でございます。

また、議員各位には、それぞれ不快指数も高まる中、両市におきまして、まだまだ6月定例会が続いているわけでございますので、どうぞご健康には十分ご留意賜りまして、ますまのご活躍、また本組合に対しましてのご指導を賜りますように心からお願いいたしまして、御礼のごあいさつといたします。

本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時47分)

○井上勝司議長 これをもって平成21年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。